

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

静岡県立袋井高等学校

1 生徒との連絡について

原則として、(1)~(3)のように対応いたしますが、生徒の安全・人命等に影響が心配されるような緊急事態で、早急に生徒の居場所等を特定する必要があるとき、及び生徒の学校生活（クラス・部活動）・学習・進路等に係ることで、早急な連絡が必要なときは、生徒個人の携帯電話への連絡を含め、あらゆる方法を駆使して連絡することについて、あらかじめ御了解ください。

(1) 生徒個人との連絡について

ア 教職員から生徒個人に連絡する場合、原則として生徒宅の固定電話または保護者の携帯電話に連絡し、生徒個人の携帯電話等には連絡しません。

イ 生徒から教職員に連絡する場合は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡してください。ただし、16時45分以降の連絡は、自動応答メッセージでの対応となりますので、お急ぎでない場合は翌日以降にお願いします。お急ぎの場合や土日等の休日は、別途御案内している「防災スマホ」へ連絡してください。

(2) 生徒集団（部活動等）への連絡について

教職員から部活動等の生徒集団全員に連絡する必要がある場合、SNS等を使って連絡することがあります。ただし、個人的な指導はいたしません。

(3) Google Classroom での連絡について

ア 原則として、メール等での生徒との1対1のやりとりは行いませんが、部活動で練習試合中止等の事務連絡を顧問から部長等に行うことはあります。

イ 管理職を含む他の教職員も見ることができる Google Classroom でのメールによる連絡は、使用することもあります。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

ア 生徒との面談や相談等は、原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施し、教職員個人の携帯電話と生徒個人の携帯電話を使って相談をすることはありません。

イ 面談や相談を行う場合、教職員個人ではなく組織的に対応することにより、個人情報の保護に配慮しつつ、教職員間で情報を共有し透明性を高めます。特に、突発的な個人面談や相談であっても同様に対応いたします。

ウ やむを得ず、1対1で実施する場合は、部屋の窓や扉を開けるなど密室とならない環境を調えた上で行います。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、教職員の自家用車には生徒を乗車させません。ただし、緊急等の場合を除きます。